

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の月額 (各階層の上段が 保育標準時間認定 者の場合、下段が保 育短時間認定者の 場合の額)	
定義及び条件		階層 区分	単位：円
生活保護世帯等		A	0 0
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあ っては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特 別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該 当する世帯	市町村民税非課税世帯	B	0 0
	均等割の額のみ世帯	C	1,500 1,400
A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税 課税世帯であって、その所得割の額の区分が右記 の区分に該当する世帯	15,500円未満	D 1	2,600 2,500
	15,500円以上 35,100円未満	D 2	4,900 4,800
	35,100円以上 57,900円未満	D 3	6,700 6,500
	57,900円以上 80,700円未満	D 4	8,400 8,200
	80,700円以上 103,500円未満	D 5	11,300 11,100
	103,500円以上 130,100円未満	D 6	14,300 14,000
	130,100円以上 156,700円未満	D 7	18,800 18,400
	156,700円以上 183,300円未満	D 8	23,500 23,100
	183,300円以上 209,900円未満	D 9	28,300 27,800
	209,900円以上 236,500円未満	D10	33,300 32,700
	236,500円以上 263,100円未満	D11	37,700 37,000
	263,100円以上 289,700円未満	D12	42,300 41,500
	289,700円以上 316,300円未満	D13	45,700 44,900
	316,300円以上 348,000円未満	D14	50,500 49,600
	348,000円以上 379,700円未満	D15	56,200 55,200
	379,700円以上 411,400円未満	D16	60,600 59,500
	411,400円以上 443,100円未満	D17	63,000 61,900
	443,100円以上 474,800円未満	D18	65,400 64,200
	474,800円以上 518,100円未満	D19	67,200 66,000
	518,100円以上 604,700円未満	D20	68,500 67,300
	604,700円以上	D21	69,800 68,600

- 備考 1 この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。
- 3 この表において、「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 4 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が当該年度分の市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者の所得割の額に8分の6を乗じて得た額とする。
- 5 第3項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場

- 合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であって、均等割(同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。)のみを課されるものの世帯をいう。
- 7 この表において、「保育標準時間認定者」とは小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいい、「保育短時間認定者」とは同条第2号の保育短時間認定者をいう。
- 8 次項及び第11項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
  - (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- 9 この表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。
- 10 この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども(この項において「子ども」という。)が2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担の額はこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の利用者負担の額については無料とする。
- 11 この表において、所得割の額が57,700円未満(ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満)の世帯であって、特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額(ひとり親世帯等である場合は、無料)とし、3人目以降が教育・保育給付認定子どもであるときは無料とする。
- 12 この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が教育・保育給付認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。
- (1) 特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
  - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども
  - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども